（参考様式２）

事前点検シート

ふりがな	ひょうごけん　たんばし	ふりがな	いちじまちくかっせいかけいかく
計画主体名	兵庫県・丹波市	活性化計画名	市島地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和３年度　～　令和５年度 令和３年度　～　令和３年度	総事業費（交付金）	79,400 千円（　　35,000　千円）
活性化計画目標	雇用者数の増加　具体的数値目標　１人 市島有機センターの堆肥販売量の増加 具体的数値目標 Ｒ１年度 2,548.3ｔ⇒Ｒ６年度 3,870.0ｔ	事業活用活性化計画目標	雇用者数の増加 具体的数値目標　１人 市島有機センターの堆肥販売量の増加 具体的数値目標　現状値より 1,321.7ｔ増加

計画主体 確認の日付	令和３年２月４日	農林水産省 確認の日付	令和３年２月 10 日

1　計画全体について

番号	項　　　目	チェック欄		判　断　根　拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	活性化計画目標は丹波市立市島有機センターの雇用者数の増加と堆肥販売量の増加に資する内容で、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	○	丹波市立市島有機センターの堆肥生産施設を改修することにより、堆肥の生産量の増加や品質向上を見込み、散布地域を拡大し、雇用者数の増加と堆肥販売量の増加を図るものであり、妥当

				である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画目標は、雇用者数の増加と堆肥販売量の増加により、「有機の里」としての更なる発展を目指し、新たな農業の担い手を確保する。 また、丹波市立市島有機センターの施設整備により、堆肥の生産量の増加や品質向上を見込み、散布地域を拡大していく。このことにより、事業活用活性化計画目標の農山漁村における雇用の増大、評価指標の雇用者数の増加と堆肥販売量の増加を図る。牛ふんを活用した堆肥の生産・散布は、農地の土壌改良及び地力の増強を図り、「有機の里」として農産物の品質向上に繋がっていく。 以上のことにより、整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	改善計画期間中の活性化計画を実施中でない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	丹波市農業・農村振興基本計画における環境創造型農業の推進において、市島有機センターや地域の畜産農家で生産される堆肥の積極的な活用をＰＲし、耕畜連携による環境創造型農業の普及・啓発を行い、「有機農業」が丹波市農業のシンボルとして定着することを目指す。実現に向けての取り組みとして計画内に、「行政等は良質な堆肥の生産」とあり、制度や施策との連携、配慮、調和等が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	市島有機センター大規模改修の事業計画内容は、地元自治会代表者、耕種農家、畜産農家、農業委員、ＪＡ役員から構成する丹波市立市島有機センター運営委員会の中で、堆肥の生産・散布の更なる推進、機械設備等の提案を受け、計画をしているものである。 運営委員会開催状況（改修計画の議題を含むもの５回開催） 平成 30 年 7 月 30 日　　9 名出席

				平成 30 年 8 月 30 日　 8 名出席 平成 30 年 10 月 4 日　 7 名出席 平成 31 年 3 月 17 日　11 名出席 令和 2 年 7 月 14 日　 9 名出席
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	ストックヤード建設等の施設整備の地元説明会（喜多自治会）に女性（２名）が参加され、また、丹波市立市島有機センター運営委員会委員の中には現在女性委員が１名で割合は９％である。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	兵庫県（丹波農林振興事務所）、事業主体である丹波市（農業振興課）が一体となって事業推進にあたっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	丹波市立市島有機センターの雇用者数と堆肥販売量の増加という目標に対し、市島有機センターの堆肥生産施設を整備することで、堆肥の生産量の増加や品質向上を見込み、散布地域を拡大していく。このことにより、新たな農業の担い手の確保並びに「有機の里」としての更なる発展を目指し、定住促進を図ることから整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○	○	令和２年３月に策定された「第２期丹波市人口ビジョン」による目標として、「ふるさとをつないでいく次世代をはぐくむこと」、「地域活力の中核的な担い手である生産年齢人口が一定割合以上を維持すること」を掲げ、“市民一人ひとりが個性と持てる力を発揮し、持続的に発展するまち” を図ることとなっていることから整合は図られている。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	農山漁村地区活性化計画では計画期間を令和３年度から令和５年度までの３年間、事業実施期間を令和３年度の１年間としている。 基本方針第四の３の④において、活性化計画の計画期間は原則

				として３年から５年程度とすることが望ましいとされている。 　また、「農山漁村振興交付金実施要領」第４において事業実施期間は活性化計画の計画期間内であって、かつ原則として３年以内とするとされている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	―	―	
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	総事業費：79,400,000 円（市単独工事・撤去工事等を含む） うち交付対象事業費 70,000,000 円 交付要望額： 35,000,000 円 交付限度額：交付対象事業費 70,000,000 円×交付額算定交付率 0.5＝35,000,000 円
1 -10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	活性化計画区域は旧市島町としている。活性化計画区域の農林地は全体面積の 84.0％を占めており、また、農林漁業従事者数は全就業者数の 10.1％を占めている。 ・農林地面積＝6477.92ha/7715.00ha×100＝84.0％ ・農林漁業従事者数＝439 人/4355 人×100＝10.1％ 　当該地区の直近の人口（令和２年 12 月末現在）は 8,566 人、直近５ヶ年では 602 人減少しており、少子高齢化が進んでいる。農家の高齢化に伴う後継者不足は、耕作放棄地の増加を招き、当該地区の農村風景を悪化させる要因となっている。耕作放棄地や遊休農地の増加に伴う農村風景の消失は、ふるさとの魅力の喪失にも繋がり、ひいては交流人口の減少、生産人口の減少、特に農業従事者の減少にも影響を及ぼしている。 　活性化計画区域においては市街化区域はなく、都市計画法に基づく用途地域も含んでいない。

２　個別事業について

番号	項　　　目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	今回の改修工事について、コンクリート構造物の設置等で既存建物の躯体に影響を及ぼす場合には、建築基準法に基づき構造計算を行うものとし、また、その他設計施工については、公共建築工事標準仕様書や、中央畜産会「堆肥化施設設計マニュアル」の施設（建屋）の構造等により、詳細設計を行い、安全性を確保する。市の設計・施工等の実施及び検査体制については、市の発注担当部署ではなく、技術支援担当課及び入札検査室の検査職員により、設計施工及び検査確認を行い、工事の施工監理は別途工事監理業務を発注し工事監理を行なう。
	実施要領別表２の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の木材利活用促進施設、㉖の地域資源活用交流促進施設、㉗の地域連携販売力強化施設、㉘の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉛の教養文化・知識習得施設、㉜の地域資源活用起業支援施設及び㉟の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	―	―	該当なし。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	―	―	該当なし。

2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	○	○	以下のとおり、実施要領第８の２の（３）の基準に適合している。 既存施設の改修による機能アップ。 ①一次発酵槽の堆積方式（通気型）から、スクリュー式攪拌機を導入した発酵攪拌方式へ変更することで、作業効率の改善と機械による撹拌・切返しで、好気性微生物による発酵を促進し、安定した品質の堆肥生産を図る。 ②一次発酵槽の隔壁を撤去により、好気性の微生物発酵を促す通気パイプの設置間隔が均等になるよう通気パイプを追加する。通気パイプの追加及び堆肥原料の積上げ高の変更により、既設ブロワの能力を高めるためターボブロワに変更し、効率的で均一に空気が供給できる通気設備に改修する。 隔壁撤去に係る経費は、交付金の対象としていない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね５年以上のものであるか	○	○	耐用年数について、市島有機センター堆肥生産施設の機械設備（スクリュー式攪拌機、ふるい機）は、主として生産用機械器具、製造業用設備（その他の設備）として耐用年数 12 年、ブロワ設備は電気業設備の主として金属製のもので耐用年数 12 年、また、仕切壁等のコンクリート構造物は、構造物の鉄骨鉄筋コンクリート・その他のもので耐用年数 60 年であるため、いずれも耐用年数５年以上である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	要領に則り算定されている。 費用対効果算定要領に基づき、年効果額を畜産関連施設効果と就業機会増加効果により算定。 年効果額は 16,450 千円、総合耐用年数は 14.9 年、還元率 0.0899、妥当投資額は 182,981 千円、廃用損失は 0 円、

				投資効率は 2.20 ある。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	○	投資効率＝2.20
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	山村振興法の指定地域であり、実施要領の別表２における交付対象事業は「地域資源循環活用施設」、事業メニューは「㉝リサイクル施設」、「農山漁村定住促進対策型」で、事業は「有機センター堆肥生産施設改修」である。 実施主体は市町村に該当する。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	交付先：丹波市 市島地区全体に受益があり、事業内容は要綱、要領等に適合したものであり、目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	—	該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	○	市内にも堆肥散布を実施している畜産農家（民間法人を含む。）があるが、多くは畜産農家の近辺の堆肥散布の実施や、袋詰堆肥のみの販売（近畿圏内）など、堆肥散布を希望される需要に対し供給量は足りていない状況であり、堆肥散布を実施する春日地域も２件しか畜産農家がなく、堆肥散布の時期が重ならなければ、競合の可能性は低い。 堆肥散布の需要としては、水稲のほか特産物振興作物である小豆・黒大豆・山の芋、丹波栗等があり、堆肥散布需要は多い。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	○	大規模改修する丹波市立市島有機センターの利用者は、牛ふんを持ち込む畜産農家や農作物を生産する農家。施設の利用は、年間を通じてある。施設整備により処理能力が向上し、生産量の増加や品質向上が見込まれるため、散布地域の拡大や袋詰め堆肥の

				販売増加を計画した。また、堆肥散布時期の１０月から３月は、雇用者数を増加して機動力を高めていく。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	近隣の既存施設（朝来市）や市内民間堆肥センターの施設整備を参考に計画しており、交通アクセス、連携可能な施設を調査し検討している。 市島地域は、平成 16 年の合併以前から「有機の里いちじま」として有機農業を中心とした環境に優しい農業を基幹産業とし推進してきた。平成３年度には耕畜連携の拠点として「市島有機センター」を設置した。耕畜連携により牛ふんを活用した堆肥を生産・散布し、農地の土壌改良及び地力の増強を図り、農産物の品質の向上を目指していく。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	事業実施主体の丹波市は、市島有機センター運営委員会等で十分に計画協議および運営体制について検討され、利用計画に具体的に記載されている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	ストックヤード建設等の施設整備の地元説明会（喜多自治会）に女性（２名）が参加され、また、丹波市立市島有機センター運営委員会委員の中には現在女性委員１名が参画されている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	既存施設の床面積の範囲で機械設備を設置するため、基本設計の中でもプラントメーカーの現地調査による見積書を徴収し、堆肥化原料の計画搬入量から施設規模により概算費用を算出しているため、妥当な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	既存の施設を改修することでコストを低減している。また、牛ふんの受入れを中止せずに、営業をしながらの改修工事であり、工事期間の短縮を図るため、必要最低限の面積で計画を立て、整備コストの低減にも努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高	―	―	必要設備のみの計上であり、附帯施設は交付対象としてない。

	いものを交付対象としていないか)			
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	―	―	該当なし。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	○	既存施設の改修工事であり、周辺は畜産団地にもなっている。また、近隣には有機農業などを学べる全日制の「丹波市立農の学校」もあり、設置場所としても適切である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	○	用地は市の所有地で既存施設である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	―	―	該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成 31 年4月1日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ－1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	―	―	該当なし。
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 ㎡以内か(既存施設は除く)	○	○	施設の改修箇所の延べ床面積は 345 ㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 ㎡当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 ㎡以内の交付算定額となっているか)	○	○	施設の上限事業費を 345 ㎡×29 万円≒100,050 千円として算出している。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			

	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	—	
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	—	
	１年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	—	
	６次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	—	
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	財務部局において、事業計画のヒアリングを実施し、適正な資金調達計画が策定されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	一般競争入札により行う予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	○	維持管理計画については、事業実施主体の丹波市により、管理運営規程（条例施行規則）に基づき、丹波市立市島有機センター運営委員会の助言を受けながら適正に行う。令和２年度に完成するトラックスケール計量器により、搬入（受入）・搬出（販売）の正確な量を把握し、収支の改善に向けた料金改定を実施する。また、堆肥生産を行う作業車両や堆肥の運搬散布車両については、車両更新計画を策定し計画的に更新しているところである。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	収支のマイナス分については、環境保全型農業の推進・市内圃場の土づくり施策として、市の一般財源で補填している。 収支改善を図るため、堆肥散布地域を拡大するなど販売促進を計画し、牛ふん処理手数料と堆肥売払い料金を段階的に見直す。そのために、令和 2 年度はストックヤード（堆肥保管施設）の増

				築やトラックスケール計量器の設置をし、令和３年度は堆肥生産施設の改修をする。このことにより、十分な堆肥の保管場所を確保し、堆肥の生産量の増加や品質向上を図ることができる。 以上のことから、適正な収支計画を策定している。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—	他の事業と合体施行はない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	—	他事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	○	生産振興を主たる目的とする施設整備ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	○	整備する施設は、当該地域の定住促進を図るためのものであり、当交付金の趣旨に合致していることから、当交付金を活用する。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年４月１日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—	—	該当なし。

注１　項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。
２　活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
３　事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。